活水女子大学点検評価 · 質保証推進会議規程

(設置)

- 第1条 本学に内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として活水女子大学点検評価・質保証推進会議(以下、「推進会議」という。)を置く。 (目的)
- **第2条** 推進会議は、自己点検・評価及び内部質保証並びに教学マネジメントを推進する。
- 2 推進会議は、教育研究活動等の改善及び向上を図るために、組織的な教員研修(以下「FD」 という。)を実施する。

(構成)

- 第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者によって構成される。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 研究科長
 - (5) 宗教部長
 - (6) 教務部長
 - (7) 入試制度検討委員長
 - (8) 学生部長
 - (9) 学外・地域連携センター長
 - (10) IR センター長
 - (11) その他学長が指名する者
- 2 議長は、学長とする。
- 3 議長は、推進会議を招集し主宰する。ただし、議長が不在の場合は、副学長が代理を 務めるものとする。
- 4 推進会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時の推進会議を開くことができる。
- 5 議長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 議長が必要と認めた者は、推進会議に陪席することができる。 (任期)
- 第4条 推進会議の構成員の任期は、それぞれの職の任期と同じ期間とする。
- 2 その他学長が指名する者の任期は、2年とし、再任を妨げない。 (成立)
- **第5条** 推進会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。 (審議事項)
- **第6条** 推進会議は、次の事項における立案、実施、点検・評価、改善について審議する。ここでいう大学基準は、公益財団法人大学基準協会が行う大学評価の基準のことをいう。
 - (1) 大学基準に関する事項(基準1~基準9)
 - (2) 基本方針に関する事項
 - (3) 内部質保証に関する事項
 - (4) 自己点検・評価に関する事項
 - (5) 外部評価に関する事項
 - (6) 認証評価に関する事項
 - (7) 教学マネジメントに関する事項
 - (8) FD に関する事項
 - (9) ティーチング・ポートフォリオに関する事項
 - (10) 授業評価アンケートに関する事項

(報告)

第7条 推進会議は、自己点検・評価報告書(大学基準1~10)を作成し、理事会に提出する。

(事務)

第8条 推進会議の事務は、総合企画室の所管とする。 (改廃)

第9条 この規程の改廃は、推進会議の議を経て理事会が行う。

附 則 1

この規程は、2023年(令和5年)4月1日から施行する。